

質疑・回答書

件名：中央図書館等移転改修事業に係る公募型プロポーザル

No.	資料名及びページ	質疑内容	回答
1	中央図書館等移転改修事業に係る公募型プロポーザル方式手続開始の公示 P3	公示 3(15)アに記載の技術者は、イに記載の主任技術者又は監理技術者と考えてよろしいでしょうか。	よろしいです。 イに記載の主任技術者又は監理技術者は、アに掲げる施工経験を有する者としてします。
2	中央図書館等移転改修事業に係る公募型プロポーザル方式手続開始の公示 P3 中央図書館等移転改修事業に係る公募型プロポーザル実施要領 P5	配置予定技術者について、公示 (15) には「見積書提出時に配置」と記載されています。一方、実施要領 9 エ(7) b には「契約日から引渡し日まで配置」と記載されています。実施要領を正としてよろしいでしょうか。	技術者の配置について、見積書の提出時において、契約日から引き渡し日までの配置が確実であることを意味します。
3	中央図書館等移転改修事業に係る公募型プロポーザル方式手続開始の公示 P3	配置予定技術者について、公示 (15) アに「前記 3(13)に掲げる工事と同じ施工経験を有する」と記載されていますが、そのあとに「(ただし、建物の用途及び工事完成年月日、工事の規模は求めない)」と記載があります。公示 3 (13) には「用途・完成年月日・工事規模」が定められていますが、会社の実績と配置予定技術者の実績は切り離して別条件とし、(ただし) からを正と考えてよろしいでしょうか。	会社の実績と配置予定技術者の実績は別条件です。なお、配置予定技術者の実績には構造の要件が必要となります。

No.	資料名及びページ	質疑内容	回答
4	中央図書館等移転改修事業に係る公募型プロポーザル実施要領 P2	7 参加表明書兼参加資格確認申請書の提出に関する質問の受付 本様式は単体企業で提出いたしますが、10月12日締切の申請書提出までに共同企業体参加となった場合、本様式は共同企業体名に変更して再提出することよろしいでしょうか。	様式2-1の再提出は必要ありません。
5	技術協力業務委託特記仕様書 P2	4(1)(2) 担当技術者において、「電気設備」と「機械設備」は兼務できるものとする」とありますが、本業務専任が必須ではないと考えてよろしいですか。	電気設備及び機械設備の担当技術者の兼務については、○印を記載しておらず、兼務はできません。また、この業務の専任の必要はありません。
6	技術協力業務委託特記仕様書 P3	5 技術協力業務の内容を行うために、各工事の施工会社の協力が必要です。各工事の施工会社が協力業務に参画できるものと考えてよろしいですか。またその費用を、技術協力業務の見積りに含んでよろしいでしょうか。	参画は可能です。また、費用は見積りに含めても差し支えありません。なお、本業務の契約を締結した後は、約款第11条第2項の規定に基づき、参画について発注者の承諾を得る必要があります。
7	技術協力業務委託特記仕様書 P3	5 技術協力業務(6) 関係機関等との協議資料作成支援について、「発注者及び設計者が行う関係機関との協議、学識経験者への意見聴取」は、それぞれ何回実施する予定でしょうか、教示ください。	技術提案された内容を実施設計に反映するために必要となる関係機関との協議、学識経験者への意見聴取を考えており、状況に応じて変動することはありますが、多くても週1回程度を見込んでいます。
8	技術協力業務委託特記仕様書 P3	5 技術協力業務(8) 設計調整協議に、「受注者は、発注者及び設計者と実施設計に関する調整協議を行う」とありますが、具体的にどのような業務を行うのでしょうか。また、調整協議の打合せは、何回実施する予定でしょうか、教示ください。	受注者は、技術提案した内容を実施設計に反映させるため、発注者及び設計者と協議を行います。実施設計に係る定例会議を週1回程度開催しており、必要に応じて同会議への受注者の出席を考えています。

No.	資料名及びページ	質疑内容	回答
9	技術協力業務委託 特記仕様書 P3	5 技術協力業務(8) 設計調整協議に、「調査職員が指示する場合には管理技術者、各主任技術者は必ず参加する」と記載されています。他に技術協力段階での「主任技術者の定義・配置」項目が見当たらないのですが、解釈について教示ください。	本業務においては、主任技術者の配置予定はありません。
10	技術協力業務委託 特記仕様書 P3	6 業務の実施(2)「別契約業務がある場合は、設計内容の調整及び確認を行うとともに、業務に必要な図面または資料を別契約業務受注者に提供する」とありますが、技術協力業務受注者は別途契約業者と工程調整を行います。設計内容の調整確認は設計業務の範囲と考えます。また図面の提供も勝手に行えるものでなく、図面所有者(設計)が行うものと考えます。本項の解釈を教示ください	設計内容とは、設計者が行う実施設計ではなく、技術提案内容に基づき実施設計に反映させるために、受注者及び受注者の協力会社で作成する図面等の内容を指します。よって、業務に必要な図面又は資料の提供とは、本業務で作成する図面等を協力会社へ提供するというを指します。
11	技術協力業務委託 特記仕様書 P6	7 成果物、提出部数等(4)設計原図の作成等とありますが、基本実施設計業務は受注者が決められています。本設計原図とは何を指しているのでしょうか。技術協力業務受注者は、5 技術協力業務(9) 報告書の作成で設計原図の作図業務が含まれるのですか。 技術協力であり、設計業務ではないため、成果物について再度教示ください	設計原図とは、設計者が行う実施設計ではなく、技術提案内容に基づき実施設計に反映させるために受注者が作成する図面等の原図をいいます。 これを技術協力業務の受注者の成果物とします。